

配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

- 本ひな型例は、映画の制作会社や製作委員会、配給会社、個人の制作者のような「委任者」が、上映先を探したり、海外で配給するための営業活動等を「受任者（配給や海外セールスなどのエージェント）」に依頼することを想定した契約書です。基本的には、文化庁が令和4年7月に公表し令和6年10月に改訂された「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」や映画業界における慣行を反映させたものです。
- ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。
- 【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください（第8条等）。
- 本ひな型例は、「委任者」から「受任者（セールスエージェント）」に委任者の映画の営業活動を委託する契約であって、映画の著作権（上映権など）を受任者に移転したり、許諾したりするものではありません（つまり、知的財産権の譲渡契約やライセンス契約ではありません）。あくまで、国内で上映する映画館を探す営業活動や、同じく海外での営業活動を依頼することを想定しています。もっとも、海外で営業活動を行う場合には、海外の上映先の情報を取得しにくいや、エージェントの営業活動の様子も把握しにくいうことが想定されます。そのため、本ひな型例では、こういった地理的な問題から生じやすい懸念も考慮に入れて、各条項を作成しています。
- 本ひな型例は、基本的には、委任者から配給や海外セールスなどのエージェントに提示することを想定したものです。他方、エージェントから契約書が提示された場合、委任者側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、委任者側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、エージェント側が提示する契約書を活かしつつ、委任者側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、委任者側として

追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。

ひな型（案）	コメント（解説骨子）
●●●●（以下「委任者」という。）と ●●●●（以下「受任者」という。）は、 次のとおり契約（以下「本契約」とい う。）を締結する。	委任者は製作者等、受託者は配給およ び海外セールス等のエージェントを想 定しています。尚、製作委員会方式の 場合、監督が製作者を兼ねる場合は別 ですが、基本的には監督が映画の著作 権者になるわけではありません。
第1条（委任の内容） 委任者は、受任者に対し、委任者の 映画の著作物（以下「本映画」とい う。）について、次の各号の業務（以下「本 業務」という。）を委託する。 1. 委任者の指定する国又は地域（以 下「対象地域」という。）において、 委任者が締結する本映画の上映 許諾に関する契約（以下「上映契 約」という。）の相手方（以下「上 映先」という。）の探索・選定・紹 介 2. 対象地域における、前号及び4号 の契約に必要な本映画の宣伝・広 報 3. 委任者と上映先又はその候補者 との間の連絡の伝達及び助言 4. 対象地域における映画祭への応 募及び当該映画祭で本映画を上 映するために必要な手続・作業 5. その他本件に付随して生じる業 務	・契約では、お互いに何を依頼してい るか、齟齬のないよう理解する必要が あります。受任者への業務委託契約で は、具体的にどこで、どのような仕事 をしてもらうかについて取り決めま す。 本ひな型例では、本契約で依頼する内 容として、現地における上映契約の締 結相手の探索や選定、そのための宣伝・ 広報活動、上映先との交渉の橋渡しと なる連絡伝達等が挙げられています。
第2条（本映画の特定）	・受任者に営業活動を行なってもらう

<p>前条記載の本映画は、以下のとおりとする。</p> <p>作品名：●●●●</p> <p>監督名：●●●●</p>	<p>映画作品の特定が必要になります。</p>
<p>第3条（本業務の対象地域）</p> <p>第1条記載の対象地域は、以下の国又は地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ●●● ・ ●●● 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者に営業活動を行なってもらう地域についても特定します。複数の国や地域に渡る場合には、それらを全て列挙する形で記載することが考えられますし、より広範な形で「日本以外の全世界」といった記載をしたり、「米国●●州」といった形で限定することも可能です。実際に任せたい地域に応じて記載してください。
<p>第4条（上映契約の相手方の探索等）</p> <p>1 委任者は、受任者に対し、対象地域において、上映契約を締結する相手方を探査又は選定し、これを委任者に紹介する。</p> <p>2 受任者は、委任者の求めに応じて、上映先又はその候補者の情報、上映先候補者から提示された上映許諾に関する契約案の内容その他委任者が上映契約の締結の判断に必要な情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者が対象地域で行うべき具体的な行為について明記しています。 ・ 2項では、委任者が上映契約を締結するか否かの判断のために上映先の候補者の情報が必要となるところ、特に海外においては、地理的にこれを得ることが困難であることから、これを補うために必要な行為を明記しています。
<p>第5条（宣伝・広報）</p> <p>1 委任者は、受任者に対し、本映画の宣伝用動画・写真・テキスト・ビジュアル等の第1条2号記載の本業務の遂行に必要な物品を無償で貸与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1項では、受任者が映画の広報・宣伝活動等を行うにあたり、宣伝用の動画・写真・テキスト・ビジュアル等が必要になることが想定されるため、通常これを有している委任者が貸与することを規定しています。

<p>2 受任者は、前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理する。</p> <p>3 受任者は、本条1項の物品について、第1条2号記載の本業務の遂行に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。</p> <p>4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。</p>	<p>・一方、2項では、貸与を受けた物については「善良な管理者の注意」で管理することを求めていました。「善良な管理者の注意」とは、業務委託において受託者がその職業や地位、専門家としての能力から通常期待される程度をいいます（民法644条参照）。</p> <p>・また、貸与するとはいっても、販売したり、その複製物を流布したりする許諾を与えているものではありませんので、必要な範囲を超えては使用しないよう明記しています。</p> <p>・本契約の終了後は貸与物が不要になり、また、違法な複製物の流出を防ぐ趣旨からも、速やかに返還を受ける必要があります。そのため、4項では契約終了後は貸与品を返還・廃棄する旨定めています。</p>
<p>第6条（付随業務）</p> <p>1 受任者は、上映契約締結後、上映先との連絡、本映画の複製物の受け渡し、本映画に関する情報の提供、上映劇場における宣伝・広報用の物品の貸与等、契約に基づく債務として委任者が行う業務を、対象地域において行うものとする。</p> <p>2 受任者は、前項で委任者から預かった物品について、善良な管理者の注意を持って管理する。</p> <p>3 受任者は、本条第1項の物品について、上映契約に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。</p>	<p>・上映先選定以降も、対象地域では、上映する映画フィルム等の貸与や上映劇場における宣伝・広報用の物品の貸与等の業務が必要になると考えられます。そのため、対象地域において活動ができる受任者が、委任者に代わってこれを行うことを明記しました。これら物品に関して、善良な管理者の注意を持って管理すること、業務に必要な範囲を超えた使用を行なってはならないことや、契約終了後には返還・廃棄を求める点は、第5条と同じです。</p>

<p>4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。</p>	
<p>第7条（報告業務）</p> <p>受任者は、委任者に対し、委任者の求めに応じて、本業務の遂行状況について報告を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に海外で活動を行う受任者の契約の遂行状況は、委任者から見て不透明となりやすいことも踏まえ、委任者の求めに応じて報告を行うことを義務として規定しています。
<p>第8条（報酬）</p> <p>1 委任者は、受任者に対し、以下の計算に従い、報酬を支払うものとする。</p> <p>【配給に関する報酬（歩合）：上映契約に基づき委任者が得た分配金の●%相当額（消費税別途） 配給に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】</p> <p>【映画祭の賞金に関する報酬（歩合）：委任者が得た賞金の●%相当額（消費税別途） 映画祭の賞金に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】</p> <p>【※上映契約に基づく分配金、映画祭の賞金についてそれぞれ歩合又は固定かを選択して残った一方を削除する。】</p> <p>【2 委任者は、受任者に対し、上映</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条では、委任者が受任者に支払うべき報酬の金額や計算方法について明記しています。 固定で報酬を支払う場合と、歩合で支払う場合とで分けてそれぞれ記載していますので、受任者と協議のうえ、決定するようにしてください。歩合の場合、第9条の経費を控除した後に分配することも多いと思われます。その場合には、分配割合や報酬額（固定報酬の場合）の部分で調整を行うか、（歩合報酬の場合）「上映契約に基づき委任者が得た分配金の●%相当額（消費税別途）」とあるのを、「上映契約に基づき委任者が得た分配金から第9条の経費を控除した金額の●%相当額に、当該経費を加算した金額（消費税別途）」としたり（固定報酬の場合）「●円（消費税別途）】とあるのを、「●円に、第9条の経費を加えた額」とするのも一案です。 本ひな型例は、まず委任者と海外の上映先との間で収益を分配し、その後、

<p>契約に基づく分配金又は賞金を受領した日の属する月の末日限り、前項の報酬金額及びその明細を送付し、翌月末日までに、受任者の指定する口座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】</p> <p>【2 委任者は、受任者に対し【●●●●年●●月●●日までに・上映契約の終了日の属する月の末日までに、受任者の指定する口座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】</p> <p>【※本条1項の報酬形態も踏まえ、一方を選択して残った方を削除する。】</p>	<p>受任者に支払いを行うという順序で規定しました。これは、特に海外で上映先と受任者との間で金銭の授受が行われると、その流れを把握することが難しくなることを想定しているからです。そのため、上映先との上映契約では、受任者を介さずに、直接分配金を分ける形で契約を締結することが望ましいといえます。</p>
<p>第9条（実費・経費）</p> <p>本業務の遂行に支出した費用（以下の項目を含むが、これに限られない。）は、受任者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【・対象地域への交通費 ・対象地域における宿泊費 ・上映素材作成費（DCP、フィルム等） ・Webサイト制作費 ・メインビジュアル制作費 ・ポスター・フライヤーデザインの制作 ・パンフレット制作費 ・広報物の印刷代 ・宣伝用コメントおよび寄稿文等に 	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者が対象地域において営業活動等を行うにあたり、渡航費や現地で使用する実費、経費について、受任者側で負担することを定めています。 ・受任者ではなく委任者が諸経費等を負担するという合意も可能です。もつとも、特に海外で営業活動を依頼している場合に、その活動状況について目の届きにくい特性に鑑みると、費用の支出の実態やその妥当性について不透明となりやすいことが想定されます。そのため、本条では、受任者に発生する費用については受任者負担としました。これによって受任者に負担が生じ、不満が出る場合には、第8条の報酬の

<p>係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試写会の実施経費 ・パブリティ費（新聞や雑誌等における映画情報の掲載） ・SNS 宣伝および運用経費 ・本映画の外国語字幕の作成費 ・本業務関連資料の翻訳費】 <p>※上記以外にも、契約締結時点で特定可能な項目があれば適宜加除修正を加える。</p>	<p>部分で補うことも一案です。</p>
<p>第10条（契約期間）</p> <p>1 本契約の契約期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、契約満了日の1ヶ月前までに、当事者の一方が契約を更新しない旨の書面（電子メール等の電子的方法によるものを含む。）の通知を送付しない限り、本契約期間は、3ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後、同様とする。</p> <p>3 本契約の終了後も、本契約に基づき締結された上映契約が存続する場合、当該上映契約が終了するまでは、当事者はなお本契約が継続する。</p> <p>4 本契約の終了後も、第5条2項から同条4項、第6条2項から同条4項、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条2項、第16条から第18条については、有効に存続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・映画の制作や上映に関する契約とは違い、その上映先を探す業務は、いつ終えるべきかの終期が不明確になります。これを定めないままだと、いつまでも当事者が本契約上の権利義務を有し続けるということになりますので、そのようなことがないように契約期間を定めています。 ・一方で、上映先の選定に時間がかかるなどして、当初想定されていた期間では、対象地域での上映契約の締結に至らず、契約を更新する必要が生じることも想定されます。更新する場合には改めて再契約したり、期間を延長する合意を覚書で締結したりすることも一案ですが、都度契約締結を行う煩雑さも懸念されます。そのため、本ひな型例では、2項で、事前の通知なしの場合には自動的に契約が更新される内容としています。 ・上映先が決まり、上映契約が締結された後、その上映契約による上映期間

	<p>が終了する前に、本契約を終了することもあります。その場合に本契約による権利義務が終了すると、配給そのものが滞る可能性がありますので、これを補うために、3項では、本契約を更新しないとしても、必要な範囲で期間が延長されることを明記しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本契約そのものが終了したとしても、一部の条項については、本契約終了に伴って消滅すると当初の目的が果たされない可能性があります。そのため、貸与品の返還・廃棄や、発生した報酬の支払い、秘密保持等、一部の条項については契約終了後も存続することを明記しています。
第11条（知的財産権） 委任者及び受任者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て委任者又は委任者が指定する者に帰属することを相互に確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 本ひな型例では、映画の複製物を貸与したり、その上映を許諾したり、宣伝・広報用の素材を使用させたりするものの、これらに存在する著作権その他の知的財産権そのものについて譲渡したり、必要な範囲を超えて許諾したりするものではありません。そのため、齟齬が生じないように明記しています。
第12条（譲渡禁止） 委任者及び受任者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> 報酬の支払い等の本契約の権利や義務等を無断で譲渡すると混乱が生じますので、それを禁止しています。

<p>第13条（不可抗力による債務不履行）</p> <p>1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、委任者は、本契約に基づく報酬の支払いを拒むことができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、本映画の上映を行った期間がある場合、委任者は、受任者に対し、第8条の上映契約に関する報酬が固定報酬の場合には、上映契約に基づく上映期間に対して占める実際の上映期間の割合に応じて、同報酬が歩合による場合には、第8条の規定に応じて、報酬を支払うものとする。</p> <p>3 第1項にかかわらず、委任者が映画祭の賞金を得た場合、委任者は受任者に対し、第8条の規定に従い報酬を支払うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不可抗力により業務ができなくなった場合には、委任者が一方的にしづ寄せを被ることのないよう配慮すべきです。そのため、業務ができなくなった場合の報酬の支払いについて、委任者と受任者とで十分に協議し、書面等に記載しておく必要があります。 業務ができないことが不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本ひな型例では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により業務ができなくなったときは、委任者は報酬の請求を拒むことができること、ただし、受任者は、既に業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。
<p>第14条（秘密保持）</p> <p>1 委任者及び受任者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならな</p>	<ul style="list-style-type: none"> 映画においては、作品内容や上映に関する情報、分配金の情報等、秘密事項が多く存在するため、本条は、当事者双方に秘密保持義務を定めるものです。

<p>い。万一委任者又は受任者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。</p> <p>2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報 (2) 開示を受けたときに既に公知であった情報 (3) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報 (4) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報 (5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報 <p>3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。</p>	
<p>第15条（契約の解除・損害賠償）</p> <p>1 委任者及び受任者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項による解除の有無にかかわらず、委任者及び受任者は、相手方による本契約上の義務の履行、不遵</p>	<p>・仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。例えば、受任者が上映先の選定等や上映先とのやり取り等の業務を行わなかつたり、許諾していない行為を行なつたり、それによって委任者に損害が生じた場合には、受任者に対して損害賠償請求できる可能性があります。一方で、委任者が必要な物品の貸与を行わなかつたり、報酬の支払いをしないなどして受任者に損害が生</p>

<p>守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。</p>	<p>じた場合には、受任者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除されると、上映先との契約が締結できなくなることもあります。</p>
<p>第16条（反社会的勢力等の排除）</p> <p>1 委任者及び受任者は、現在及び将来にわたり、自己(その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む)が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的 requirement、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。</p> <p>2 委任者及び受任者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>3 委任者及び受任者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。</p>	<p>反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画配給においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、委任者と受任者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。</p>
<p>第17条（準拠法）</p> <p>本契約は、日本法によって解釈されるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国を跨いで在住する場合等、契約当事者がそれぞれ異なる法律に従って生活している場合には、契約自体、どの国の法律によって解釈されるべきか、という問題が生じ得ます。本ひな型例では、この点の問題を防ぐため、日本法に服することを規定しています。
<p>第18条（紛争の解決）</p> <p>1 委任者及び受任者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者間で紛争が生じた場合の取り決めを定めています。 ・第2項は、紛争解決の最終手段とし

<p>じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。</p> <p>2 前項によつても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、●●地方裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>て、訴訟提起する場合には、本来は相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければなりませんが、本ひな型例が日本人向けに作成されていること、その一方で、契約当事者が海外在住の可能性もあるものの、紛争解決のために当該地の裁判所に訴訟を提起することは実際は困難であることから、裁判管轄については日本の地方裁判所に訴えを提起することを定めています。東京や大阪等、当事者相互に利便性の高い裁判所を記載するようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関する問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。
<p>以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。 本人が署名をすれば、捺印は不要です。